

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第7号

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

1 相談の概要

※ 平成18年4月から平成19年1月の相談件数は6,783件で、前年同時期(6,565件)と比べ横ばい！

※ 依然として被害が多い不当請求・架空請求！

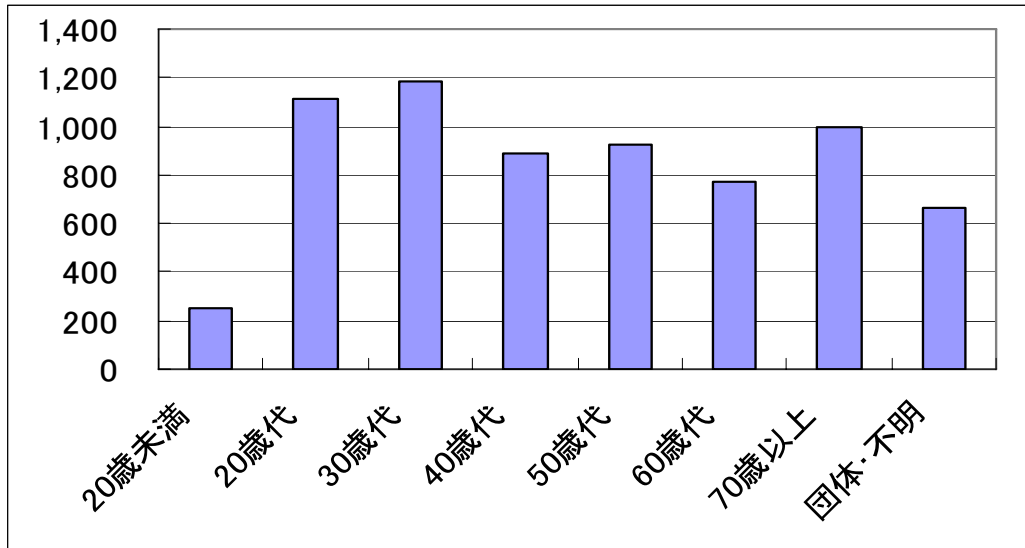
相談ワースト 10

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	2,069	30.5%	はがきによる架空請求，アダルト情報サービス
賃貸住宅	474	7.0%	敷金返還トラブル
食器・台所用品	205	3.0%	浄水器
書籍・印刷物	166	2.4%	同窓会名簿，紳士録
家屋修繕工事	160	2.4%	屋根，床下工事，設備工事
教室・講座	147	2.2%	英会話教室
電報・電話	141	2.1%	通話料，パケット通信料
理美容	140	2.1%	エステサービス
文具・事務用品	139	2.0%	電話機類，パソコン機器類
アクセサリ	97	1.4%	アクセサリ類
その他	3,045	44.9%	
合計	6,783	100.0%	

年齢構成

年 齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合 計
件 数	251	1,116	1,182	884	922	770	994	664	6,783
構成比	3.7%	16.5%	17.4%	13.0%	13.6%	11.4%	14.7%	9.8%	100%



2 製品事故に関する情報

※ 電気洗濯機のリコールに関する注意喚起（新着）

シャープ株式会社が生産・販売した小型全自動電気洗濯機において、リコール開始後の未改修品について火災事故等が発生したため、注意喚起を行っています。
⇒詳しくは経済産業省ホームページへ

(<http://www.meti.go.jp/press/20070315005/20070315005.html>)

※ 電気ストーブに関する注意喚起（新着）

大宇電子ジャパン株式会社が輸入・販売した電気ストーブにおいて、リコール開始後の未改修品について火災事故等が発生したため、注意喚起を行っています。
⇒詳しくは経済産業省ホームページへ

(<http://www.meti.go.jp/press/20070228004/20070228004.html>)

※ 電気衣類乾燥機及び電気食器洗い機に関する注意喚起（新着）

ボッシュ株式会社が輸入・販売した電気衣類乾燥機及び電気食器洗い機（ビルトイン型）において、火災等の事故が発生したため、注意喚起を行っています。
⇒詳しくは経済産業省ホームページへ

(<http://www.meti.go.jp/press/20070216012/20070216012.html>)

3 トピックス

※ 未公開株や商品先物取引の勧誘にご注意を！

(事例1)

「上場間近で値上がり確実！」と勧誘され1株80万円の未公開株を購入したが、上場予定日を過ぎても上場しない。勧誘してきた業者に連絡しようとしても、全く連絡がとれなくなった。

- ⇒ 未公開株とは証券取引所などに上場していない株のことをいいます。未公開株の売買を営業として行うことができるのは証券業の登録を受けている証券会社に限られていますが、登録を受けていない業者が勧誘してくることがあります。
- ⇒ 事例のように、「上場間近」「値上がり確実」といった甘い言葉で購入を勧めてきますが、「必ず儲かる」といった都合の良い話はありません。
- ⇒ 対策としては、「勧誘した業者が証券業の登録を受けた会社であるか」「対象となる未公開会社が実在し、株式を公開予定であるか」を確認することです。取引内容が理解できない場合や取引を行う意思がないのに執拗な勧誘を受けた場合は、はっきりと断ることが大切です。
- ⇒ **参考** 金融庁ホームページ：<http://www.fsa.go.jp/>

(事例2)

「必ず儲かる」と言ってお原油の先物取引を勧められた。年金生活で不安だったが「絶対大丈夫」という言葉を信用し契約した。しかし、わずかな期間で大きな損が出てしまった。

- ⇒ 商品先物取引とは、将来の一定の時期に商品を受け渡しすることを約束して、その価格を現時点で決める取引のことです。
- ⇒ 商品先物取引は少ないお金(証拠金)で大きな取引(証拠金の10倍程度)を行うため、相場が思うとおりに動けば利益が得られる反面、相場の動き次第では大きな損失が発生し、場合によっては最初に投資した証拠金だけでは足りなくなることもありえます。
- ⇒ このように、商品先物取引はハイリスク・ハイリターンな投機的取引であり、「必ず儲かる」といったものではありません。取引を行うには十分な知識と資産が必要なため、専門知識のない一般の消費者が安易に手を出すことは非常に危険です。
- ⇒ 他にも手仕舞い(取引終了)を拒否したり、無断で売買したりする悪質な事業者に関する相談も寄せられています。被害にあわないためには、勧誘の電話や訪問を受けたときに、取引を行う意思がないことをはっきりと伝える必要があります。
- ⇒ **参考** 国民生活センターホームページ：<http://www.kokusen.go.jp/>

※ 物干し竿の購入に関するトラブルにご注意を！

家の近くに物干し竿の移動販売車が通りかかり、「2本で1,000円」と拡声器で宣伝していたので、車を呼び止めた。業者は「安いものでは長持ちしない。ステンレス製がお勧めだよ。」と言って、勝手に長さを測って物干し竿を切りだし、2万円以上を請求してきた。「話が違う。そんなに高い竿は要らない。」と言って断ろうとしたが、業者が急に威圧的な態度をとりだしたので、断りきれず支払ってしまった。業者名も連絡先も分からず、領収書ももらっていない。

この事例のように、購入するつもりだった物干し竿ではなく、高額な物干し竿を無理やり買わされたという相談が寄せられています。

通常、移動販売車に物干し竿を陳列しているなど、外見上何を販売しているのかが明確である場合は、特定商取引法上の「訪問販売」に該当せず、クーリング・オフの対象外となります。

しかし、「2本で1,000円」「トラックが巡回しているので声を掛けてください。」という拡声器の呼びかけを聞いて呼び止め、その場で「2本で1,000円」以外の商品を購入した場合は、「アポイントメントセールス」に該当し、クーリング・オフの対象となります。

ただし、この事例のように、移動販売で購入した場合は、業者名も連絡先も分からないケースが多く、交渉ができずに解決できないことがよくあります。このようなトラブルを避けるためには、その場できっぱりと断ることが大切です。

(物干し竿購入に関する相談件数)

平成16年度	平成17年度	平成18年度
3	6	6

※平成18年度は平成19年1月時点

⇒**参 考** 国民生活センターホームページ：<http://www.kokusen.go.jp/>

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。
京都市市民生活センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)
京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F
(<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan>) をご覧ください。

* 週末の相談は、消費生活週末(土日)電話相談へ：
257-9002 午前10時から午後4時

